

定期予防接種の時期と方法

港区みなと保健所

☆ 指定医療機関で個別接種となります ☆

令和4年10月7日

種類	回数	お知らせ・予診票 送付時期(原則)	対象年齢	標準的な接種期間と回数	
ロタウイルス ワクチン (注1)	ロタリックス (1価)	2回	生後2か月になる月の 前月末	生後6週以上24週まで (初回接種が15週以降になる場合は医師と要相談)	生後2か月から24週までの間に、27日以上の間隔を置いて、2回接種
	ロタテック (5価)	3回		生後6週以上32週まで (初回接種が15週以降になる場合は医師と要相談)	生後2か月から32週までの間に、27日以上の間隔を置いて、3回接種
ヒブワクチン (インフルエンザ菌b型)	初回3回 追加	生後2か月になる月の 前月末	生後2か月以上 60か月(5歳)未満	生後2か月から7か月未満の間に、27日以上の間隔を置いて、3回接種 初回3回目の接種終了後7か月以上の間隔を置いて、1回接種	
小児用肺炎球菌ワクチン	初回3回 追加	生後2か月になる月の 前月末	生後2か月以上 60か月(5歳)未満	生後2か月から7か月未満の間に、27日以上の間隔を置いて、3回接種 生後12か月から15か月未満の間に、初回3回目の接種終了後60日以上の間隔を置いて、1回接種	
B型肝炎ワクチン (注2)	3回	生後2か月になる月の 前月末	1歳未満 (注3)	生後2か月から9か月未満の間に、27日以上の間隔を置いて、2回接種 後、1回目の接種から139日以上の間隔を置いて、1回接種 (139日以上の間隔をおく=20週後の同じ曜日)	
BCG(結核)	1回	生後3か月になる月の 前月末	1歳未満	生後5か月から8か月未満の間に、1回接種	
DPT-IPV1期(4種混合) ジフテリア、百日せき、破傷風、 ポリオの混合ワクチン	初回3回 追加	生後3か月になる月の 前月末 生後1歳6か月になる月の 前月末	生後3か月以上 90か月(7歳半)未満	生後3か月から12か月未満の間に、20日以上の間隔を置いて、3回接種 初回3回目の接種終了後6か月以上、おおむね12か月から18か月の間隔を置いて、1回接種	
IPV(不活化ポリオ) 平成24年8月生まれ以降の方には 4種混合でお送りしています	初回3回 追加	必要な方は ご連絡ください	生後3か月以上 90か月(7歳半)未満	生後3か月から12か月未満の間に、20日以上の間隔を置いて、3回接種 初回3回目の接種終了後6か月以上、おおむね12か月から18か月の間隔を置いて、1回接種	
麻しん風しん混合(MR) ワクチン	1期	1歳になる月の 前月末	生後12か月以上24か月未満	生後12か月になったらできるだけ早く、1回接種	
	2期	小学校就学前年 (年長児)の4月	小学校就学前の1年間(年長児)	小学校就学前年の4月~3月末日までの1年間に、1回接種	
水痘	1回目	1歳になる月の 前月末	生後12か月以上36か月未満	生後12か月から15か月未満の間に、1回目を接種	
	2回目			1回目の接種終了後3か月以上、おおむね6か月から12か月の間隔を置いて、2回目を接種	
日本脳炎	1期初回 2回	3歳になる月の 前月末	生後6か月以上 90か月(7歳半)未満 (日本脳炎特例措置についても参照してください)	3歳で、6日以上の間隔を置いて、2回接種	
	1期追加	4歳になる月の 前月末※1		4歳で、初回2回目の接種終了後6か月以上、おおむね1年の間隔を置いて、1回接種	
	2期	9歳になる月の 前月末※1	9歳以上13歳未満	9歳で、1回接種	
日本脳炎特例措置 について	※1 令和3年度は日本脳炎ワクチンの供給量の減少のため、国からの要請を受け、1期追加・2期の予診票の送付を一時見合わせていました。送付を見合わせていた対象者に対しては、令和4年4月末に予診票を送付しました。 日本脳炎の積極的な接種勧奨を控えていた時期の対象者は、特例対象として、 ①平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方は、1期初回から2期までの未接種分を、20歳未満まで接種することができます。 ②平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの方は、1期初回2回と追加の未接種分を、9歳から13歳未満の間に接種することができます。				
DT2期(2種混合) ジフテリア、破傷風の 混合ワクチン	1回	11歳になる月の 前月末	11歳以上13歳未満	11歳で1回接種	
子宮頸がん予防ワクチン (HPV感染症ワクチン) (注4)	3回	小学6年生になる4月	小学6年生(12歳相当)から 高校1年生(16歳相当)の女子 (12歳になる年度の初日から 16歳になる年度の末日まで)	2価(サーバリックス)または4価(ガーダシル)のどちらかを選択 ともに1年以内に接種を終えることが望ましい 2価(サーバリックス):中学1年生の間に、1回目の接種を受けた1か月後に2回目、1回目から6か月後に3回目を接種 このスケジュールで接種できない場合は、1回目から1か月以上の間隔を置いて2回目、1回目から5か月以上かつ2回目から2か月半以上の間隔を置いて3回目を接種	
子宮頸がん予防ワクチンの キャッチアップ接種について (注4)		積極的な接種勧奨を控えていた時期の対象者(平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれ的女性)は、令和4年4月から令和7年3月末まで接種することができます。 ※平成18年4月2日から平成20年4月1日生まれ的女性も、通常の定期接種の期限(高校1年生まで)を超えても、令和7年3月末まで接種することができます。	4価(ガーダシル):中学1年生の間に、1回目の接種を受けた2か月後に2回目、1回目から6か月後に3回目を接種 このスケジュールで接種できない場合は、1回目から1か月以上の間隔を置いて2回目、2回目から3か月以上の間隔を置いて3回目を接種		

定期予防接種(予防接種法による予防接種)

東京都23区内の指定医療機関で接種する際は、港区が発行した予診票を対象年齢までにお持ち下さい。予診票をお持ちでないと自費になります。

(注1) 令和2年10月1日から定期予防接種になりました。対象は令和2年8月1日以降に生まれた人です。どちらか1種類のワクチンを選択して接種を開始し、原則、途中で種類を変更することはできません。

(注2) 平成28年10月1日から定期予防接種になりました。

(注3) HBs抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険により出生後にB型肝炎ワクチンの投与(抗HBs免疫グロブリンを併用)の全部または一部を受けた人は除きます。

(注4) 積極的な接種勧奨が再開されました。9価(シルガード)は現在、定期接種の対象外です。

※おたふくかぜの予防接種は任意接種(自費)です。個別に医療機関でご相談ください。

※季節性インフルエンザの予防接種は生後6か月~高校生相当年齢の人に対して、港区独自の任意接種の費用助成制度があります。詳細は区のホームページをご覧ください。

★ 港区へ転入された方・予診票を紛失された方・交付時と住所が変更になった方等へ ★

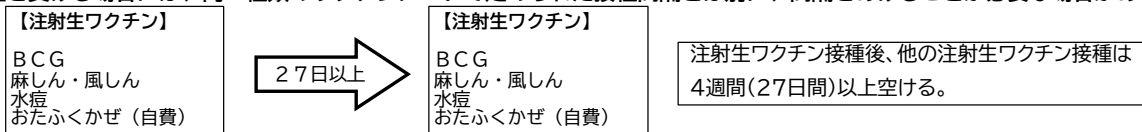
上の表における「お知らせ・予診票送付時期」を過ぎている場合、区から自動的に予診票は送付されません。

母子健康手帳等、お子様の予防接種記録をご用意の上、区へ発行をご申請ください。

予診票の発行申請はこちらから  3分程度でWEB申請できます!

【接種間隔について】

注射生ワクチンの接種を受ける場合には、同一種類のワクチンについて定められた接種間隔とは別に、間隔をあけることが必要な場合があります。



* かかりつけの医師との相談や、港区のアプリを活用してお子さんの予防接種スケジュールを立てましょう。

★☆ みなと母子手帳アプリのご案内 ☆★

誕生日、性別などを登録するだけで予防接種と健診のスケジュール管理ができる便利なアプリです

右の二次元バーコードからアプリやWEB版にアクセスできますのでぜひご利用ください。

アプリの詳細については区ホームページにも掲載しています。「港区 予防接種 アプリ」等で検索☆

【問合せ】 港区みなと保健所保健予防課保健予防係 港区三田1-4-10 電話03-6400-0081 FAX03-3455-4460